

東浦町工事請負契約約款第 26 条第 5 項（単品スライド条項）の運用について

1. 対象工事

以下の条件を全て満たした工事を単品スライド条項の適用対象工事とする。

- (1) 現在継続中の工事及び今後の新規契約工事
- (2) 対象材料の価格が対象工事費の 1%以上変動している工事
- (3) 請負者から決められた申請時期（「13. 請求等手続き」参照）に請求があった工事
又は鉄骨解体工事など本条項の適用により減額となる場合で発注者が請求する工事

2. 対象材料

- (1) 対象材料は、工事の請負代金額に大きな影響を及ぼす全ての主要工事材料とする。
- (2) 材料品目類ごとの増額分が対象工事費の 1%を超える品目のみ対象とする。
(例. 「鋼材類」の変動額が対象工事費の 1.5%、「燃料油」の変動額が 0.5%の場合、「鋼材類」のみ対象となる。)
- (3) 品目類の分類は、以下を目安とする。

品 目 類	材 料 名 等 (例)
燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
鋼材類	次表のとおり
アスファルト合材	アスファルト合材
生コンクリート	生コンクリート
コンクリート二次製品	ボックスカルバート、ヒューム管、境界ブロックなど
その他	発注者・請負者間の個別協議に基づく

対象とする「鋼材類」は、以下を目安とする。

対象の可否	材料名等 (例)
対象 ○	<ul style="list-style-type: none"> ・ H形鋼、異形棒鋼、橋梁用厚鋼板、鋼矢板、鋼管杭、スクラップ ・ 鉄鋼二次製品（ロックボルト、ナットなど） ・ 鋼材から加工された資材（ガードレール、照明柱、グレーチング、PC鋼より線、铸铁管、クイロッド、ライナープレートなど） ・ 鋼材類の賃料・損料についても対象とすることができる。（鋼矢板（賃料）、鋼矢板（不足分弁償金）など）
対象外 ×	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非鉄金属（アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等） ・ 鋼材類を一部に含むコンクリート二次製品など、その中に含まれる鋼材類に係る部分のみを分離して価格を算出することが困難なもの（PU側溝、境界ブロックなど）

対象となる可能性があるもの △	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリート二次製品等のうち設計図面に配筋図等が明記されているなど、鋼材類の必要数量が明らかになっており、かつ、鋼材類部分の購入価格、購入先及び搬入時期が証明されること等により鋼材類価格の上昇による変動額の妥当性が客観的に評価できるもの (合成床版、落橋防止装置、ボックスカルバート、機器などで可能性有) ・ 市場単価については、鋼材に係る材料費が分離できる場合には対象にすることができる。ただし、材料費が分離できない場合でも、設計図書に数量が記載され、かつ、購入価格、購入先及び搬入時期が証明されること等により変動額の妥当性が客観的に評価できる場合は対象とすることができる。
--------------------	---

(4) 請負者から請求があった材料の中から発注者・請負者の協議の上決定するものであり、請求のない材料は対象としない。

3. 対象工事費の考え方

- (1) 「対象工事費」とは、部分払い済の出来高部分等を単品スライド条項適用前の最終的な全体工事費（請負代金額）から除いたものとする。（出来形検査済部分は対象外となる。）
なお、部分払い時の支払額は、出来高部分の9割であり、「部分払い時の支払額＝部分払い済の出来高部分」ではないので注意すること。
- (2) ただし、今後、既済部分検査（出来形検査）を実施する場合、出来形検査前に単品スライドの請求があった時は、出来形検査部分についても適用対象とする。
- (3) 通常の単年度工事（部分払いなし）の場合は、「対象工事費」＝「最終の請負代金額」となる。

4. スライド額（S）の算定方法

$$\text{スライド額（s）} = \text{鋼材類等（燃料油）の変動額} - \text{対象工事費} \times 1\%$$

鋼材類等の変動額（消費税込）＝変動後の実勢価格－変動前の実勢価格

変動後の実勢価格＝ Σ { (変動後の実勢単価×対象数量×落札率×1.05)

変動前の実勢価格＝ Σ { (当初設計時点の実勢単価×設計数量×落札率×1.05)

ただし、「変動後の実勢価格」より「請負者の実際の購入金額」の方が安い場合は、「変動後の実勢価格」に代えて「請負者の実際の購入金額」を用いる。

また、材料費の変動に伴う諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の変更は行わない。

5. 対象数量の考え方

- (1) 鋼材類等は、原則として、発注者の設計数量（鉄筋などはロス分を含む）を対象とする。
- (2) 鋼材類等において、請負者の証明数量が設計数量（ロス分を含む）より少ない場合は証明数量とする。なお、請負者の証明数量が設計数量（ロス分を除く）より少ない場合は、対象材料とはならない。ただし、他の規格の代替で使用了場合は除く。（例. 設計で鋼矢板Ⅱ型 10 枚だが、施工（承認）で鋼矢板Ⅲ型 10 枚の場合、鋼矢板Ⅱ型が対象材料となる。）
- (3) 燃料油は、発注者の設計数量を対象とする。（土木工事の場合、この設計数量は、土木

積算システムの「機労材集計リスト」の数量として良い。)

- (4) 燃料油においては、購入時期、購入金額など証明できなくても、発注者の設計数量を対象数量とすることができる。
- (5) 既済部分について出来高部分払い等を行っている場合は、その出来高部分に係る数量を除いた数量を対象数量とする。(ただし、出来形検査前に単品スライドの請求があった場合はその部分は対象とする。)
- (6) 価格の下落が見られる材料については、上昇の場合と同一の考え方で、発注者から請負代金額変更の請求をその材料に対して行うことができるものとする。

6. 変動前の実勢単価の決定方法

変動前の実勢単価は、当初設計に用いた単価とする。

7. 変動後の実勢単価の決定方法

- (1) 鋼材類等の変動後の実勢単価は、原則として、対象材料が現場（又は工場）に搬入された月の物価資料の単価とする。(例. 搬入が8月の場合、物価資料8月号)
(考え方) 物価資料の掲載単価は約1ヶ月前の実勢単価であり、請負者の購入契約は搬入月の1ヶ月以上前に契約しているため。
- (2) 鋼材類等において、物価資料に掲載されていない材料は、「請負者の購入価格」を実勢単価とするが、必要に応じ類似品の価格比較など購入価格の妥当性を確認すること。
- (3) リース契約の鋼材類等の変動後の実勢単価は、リースを始めた月の物価資料の単価とする。
- (4) 鋼材類等については、月毎の搬入数量に応じて加重平均して算出した単価とする。
- (5) 橋梁厚鋼板、建築工事などロス分について、スクラップ等で売却する金額も、適切に処理する。(「10.スクラップ控除が必要な場合の取扱い」参照)
- (6) 燃料油については、契約の翌月から工期末の前々月までに購入したものとし、その実勢単価の平均とする。
- (7) 燃料油の変動後の実勢単価は、対象材料を購入した月の翌月の物価資料の単価とする。
(考え方) 物価資料の掲載単価は約1ヶ月前の実勢単価であり、購入時の実勢価格は購入月の翌月の物価資料であるため。

(例. 契約工期が平成20年6月から11月の場合は、物価資料8月号から10月号の平均単価を用いる。)

・スライド単価の決定方法

優先順位	<参考> 変動前(当初設計)の 単価決定方法	変動後(スライド単価)の実勢単価決定方法
1	県「設計単価表」	物価資料のうち安値 ただし、物価資料に掲載がない場合、「請負者の購入価格」
2	物価資料のうち安値	
3	特別調査	「請負者の購入価格」
4	見積り	

8. 購入価格の算定方法

- (1) 鋼材類等については、対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、請負者の実際の購入金額とする。ただし、購入数量が対象数量以上の場合は、「実際の購入金額×対象数量÷購入数量」とする。
- (2) 橋梁厚鋼板、建築工事などロス分について、スクラップ等で売却する金額も、適切に処理する。(「10.スクラップ控除が必要な場合の取扱い」参照)

9. 請負者への確認事項

- (1) 鋼材類等は、原則として対象数量全量の搬入時期、購入先及び購入価格を確認・証明できる納品書、請求書、領収書、全ての提出を請負者に求めること。(返却を求められた場合は原本を確認のうえ、コピーすること。)ただし、ミルシートにより対象数量、納品時期が証明できる場合は、納品書に替えることができる。なお、提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。(ここでいう材料は規格毎の材料という意味であり、搬入時期等を確認できない材料があっても他の規格の材料まで対象外とはならない。)
- (2) 燃料油は、証明書類の提出は必要ない。
- (3) 下請企業等が購入している場合は、その企業の証明書類で問題ないが、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを確認すること。
- (4) 複数の工事で合わせて材料を購入している場合、複数の工事全体で整合の取れた証明書類であれば問題ない。

10. スクラップ控除が必要な場合の取扱い

- (1) 橋梁上部工事(厚鋼板)や建築工事(鉄筋など鋼材)の積算においては、ロス分をスクラップとして売却(スクラップ控除)することになっており、スクラップも単品スライドの対象材料として売却金額の上昇分を計算に含め、変動額を適切に設定する必要がおおる。このため、以下のとおり取扱うものとする。
 - ・「請負者の実際の実勢単価」は、スクラップ控除は考慮されていないため、「4. スライド額(S)の算定方法」において、「変動後の実勢価格(スクラップ控除前)」と「実際の実勢単価」を比較して安い方を採用し、そこからスクラップ控除する。
 - ・「スクラップ控除額」= {対象数量-設計数量(ロス除く)} × スクラップ率 × 「スクラップの実勢単価」 × 落札率 × 1.05
 - ・「スクラップの実勢単価」は、材料が現場(又は工場)に搬入された月の翌月の物価資料の単価とする。
- (2) 鉄骨解体工事などのスクラップについては、契約の翌月から工期末の前月までに売却したものとし、その実勢単価の平均とする。なお、「スクラップの実勢単価」は、売却した月の翌月の物価資料の単価とする。

11. 既済部分検査

今後、既済部分検査(出来形検査)を実施する場合、出来形検査前に単品スライドの請求があった時は、出来形検査部分についても単品スライド条項の適用対象とする。なお、その場合でも原則として工期末に変更契約を行う。

例) 出来形検査前に単品スライド請求 → 出来形検査部分も対象
出来形検査後に単品スライド請求 → 出来形検査部分は対象外

12. 全体スライド条項併用時の特例

- (1) 全体スライド条項によるスライド額を算出した上で、その対象とならない価格上昇を単品スライド条項で反映することができる。
- (2) 全体スライド条項と単品スライド条項とを併用した期間においては、単品スライド条項の変動前の単価は全体スライド条項の適用日の単価を用い、単品スライド条項に係る請負者負担は求めない。なお、この場合、単品スライド条項に係る対象工事費は、全体スライド条項に係るスライド額を含む変更後の全体工事費(出来形検査済部分は対象外)となる。

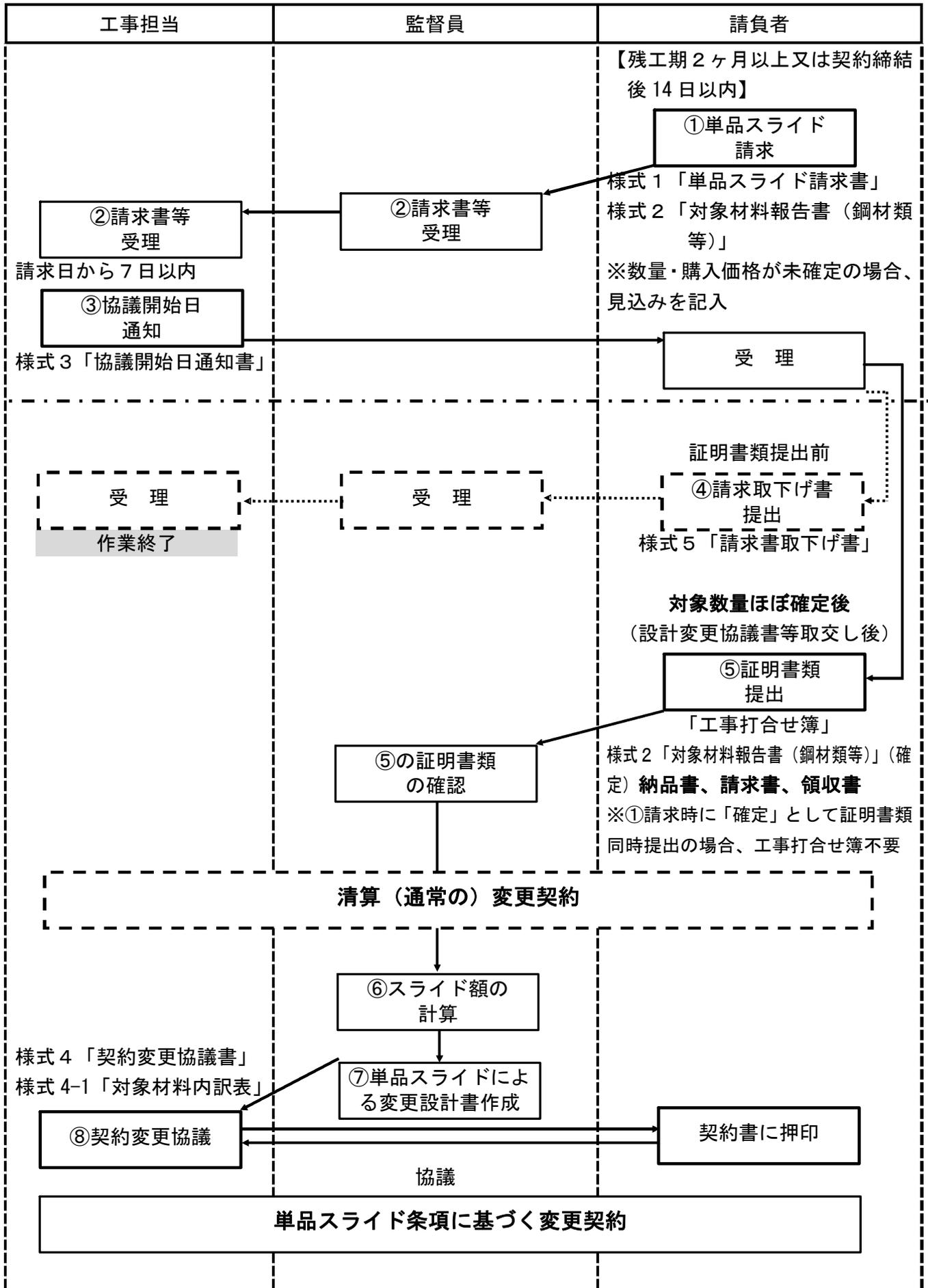
13. 請求等手続き

- (1) 原則として工期末の2ヶ月前までに様式1「単品スライド請求書」により請求を行う。
ただし、工期末の2ヶ月前までに請求が困難なときは、契約締結後14日以内に請求できるものとする。
- (2) 鋼材類等においては、様式1と共に様式2「対象材料報告書(鋼材類等)」を提出する。
- (3) 様式2「対象材料報告書(鋼材類等)」には、対象数量全量の搬入時期、購入先及び購入価格を証明できる納品書、請求書、領収書を添付する。
ただし、請求時において、対象数量・購入価格等が未確定の場合、様式2は見込みにより提出するものとし、数量等確定後、工事打合せ簿と共に再提出する。
- (4) 契約担当者は、請求日から7日以内に協議開始の日を様式3「協議開始日通知書」により請負者に通知する。なお、「協議開始の日」は、原則、「工期末から45日前の日」とする。
ただし、工事内容により対象数量の確定時期を考慮して「45日前」を「15日前」とすることができる。
- (5) 単品スライド条項に基づく変更契約は、原則として、精算(通常の)変更契約後に行う。

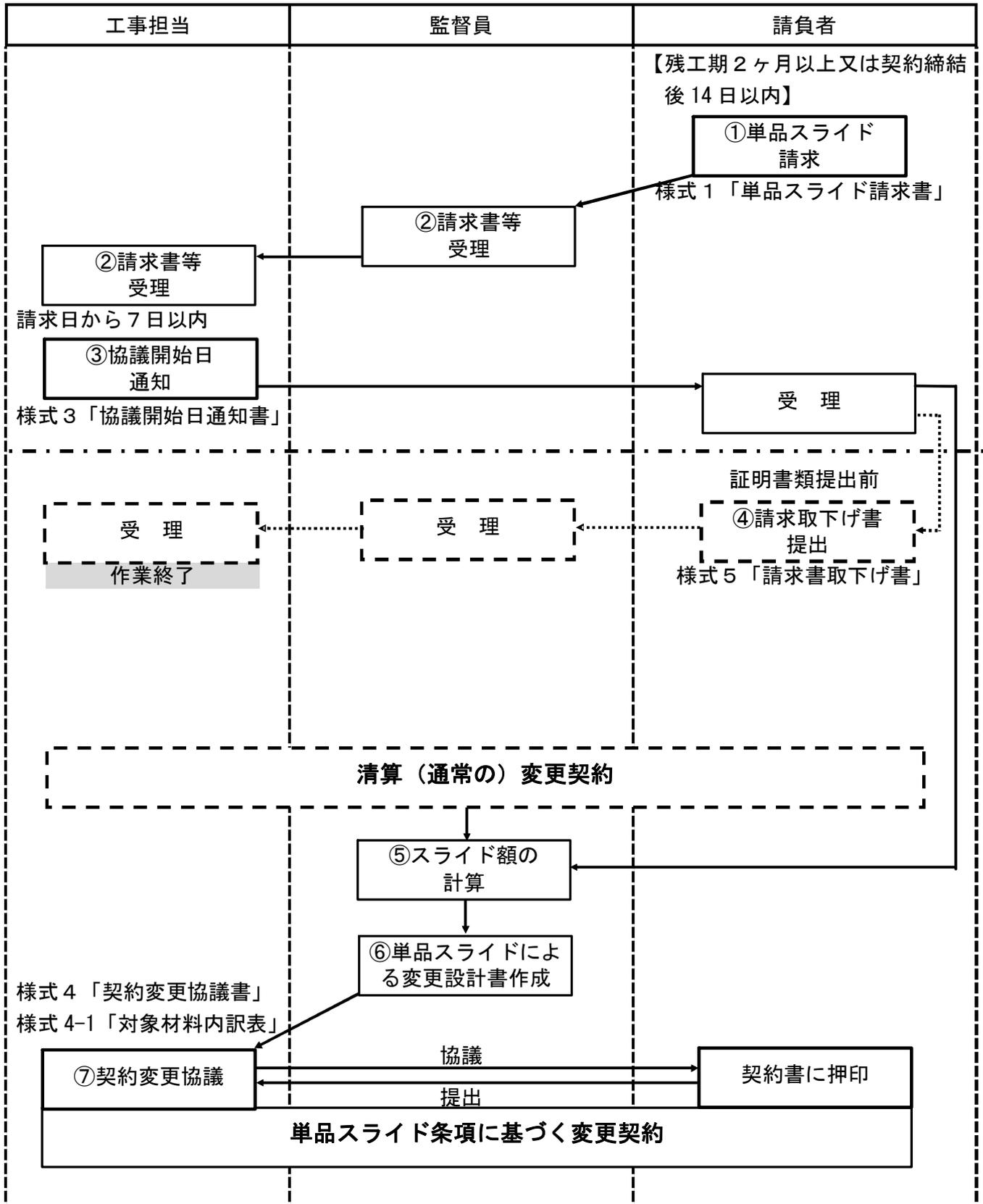
14. 変更設計書

- (1) 変更設計書(金入り)は以下とおりにする。
 - ・設計書(土木積算システム)
工事費内訳表に「単品スライド増額分」として「スライド額算定表」により算定したスライド額(諸経費対象外)を入力する。
 - ・スライド額算定表
 - ・様式2「対象資材報告書(鋼材類等)」(確定)
 - ・納品書、請求書、領収書(原本を返却した場合はコピー可)
- (2) 契約変更協議書(金抜き変更設計書)は以下とおりにする。
 - ・様式4「契約変更協議書」
 - ・様式4-1「対象材料内訳表」(監督員作成)
 - ・変更契約書(「特に定めた契約条件」添付)
なお、設計書等は添付しないが、請負者から内訳の説明を求められた場合は説明をすること。

単品スライド条項の適用手順（鋼材類等）



単品スライド条項の適用手順(燃料油)



提出書類一覧

◇対象材料に鋼材類等を含む場合

様式	提出書類名	提出者	受領者	時期・備考
1	単品スライド請求書	請負者	発注者 (監督員)	工期末の2ヶ月前又は契約締結後 14日以内
2	対象材料報告書(鋼材類 等)	請負者	発注者 (監督員)	「様式1」と同時に提出(数量・購入価格 が未確定の場合見込み可、確定後打合 せ簿と共に再提出)
3	協議開始日通知書	発注者 (工事担当)	請負者	「様式1」の請求日から7日以内に通知
4	(単品スライド条項に基づく)契 約変更協議書	発注者 (工事担当)	請負者	協議開始日から14日以内
4-1	対象材料内訳表	発注者 (工事担当) 監督員作 成	請負者	「様式4」に添付
5	(単品スライド)請求書 取下げ書	請負者	発注者 (監督員)	請負者が単品スライド条項適用外と判 断した場合提出
	納品書、請求書、領収書	請負者	発注者 (監督員)	「様式2」(確定)に添付

◇対象材料が燃料のみの場合

様式	提出書類名	提出者	受領者	時期・備考
1	単品スライド請求書	請負者	発注者 (監督員)	工期末の2ヶ月前又は契約締結後 14日以内
2	対象材料報告書	提出不要		
3	協議開始日通知書	発注者 (工事担当)	請負者	「様式1」の請求日から7日以内に通知
4	(単品スライド条項に基づく)契 約変更協議書	発注者 (工事担当)	請負者	協議開始日から14日以内
4-1	対象材料内訳表	発注者 (工事担当) 監督員作 成	請負者	「様式4」に添付
5	(単品スライド)請求書 取下げ書	請負者	発注者 (監督員)	請負者が単品スライド条項適用外と判 断した場合提出
	納品書、請求書、領収書	提出不要		

単品スライド額算定手順（鋼材類等）

